

消防法施行令別表第1の用途区分

区 分	特定防火対象物	非特定防火対象物
	A欄	B欄
1項イ	劇場、映画館、観覧場	
1項ロ	公会堂、集会所	
2項イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ	
2項ロ	パチンコ店、ゲームセンター、ボーリング場、ダンス場	
2項ハ	風俗営業店舗	
2項ニ	カラオケ、ネットカフェ、個室ビデオ	
3項イ	待合、料理店	
3項ロ	飲食店	
4項	デパート、スーパー、店舗	
5項イ	旅館、ホテル	
5項ロ		マンション、社員寮、寄宿舎
6項イ	病院、診療所	
6項ロ	福祉施設(入所タイプ)	
6項ハ	福祉施設(通所タイプ)、保育園	
6項ニ	幼稚園	
7項		小学校、中学校、高等学校、高専、大学、各種専門学校
8項		図書館、美術館、博物館
9項イ	蒸気浴場、熱気浴場	
9項ロ		銭湯等公衆浴場
10項		駅、船・航空機の発着場
11項		神社、寺院、教会
12項イ		工場、作業場
12項ロ		映画スタジオ、テレビスタジオ
13項イ		自動車車庫、駐車場
13項ロ		航空機の格納庫
14項		倉庫
15項		事務所、その他の事業所
16項イ	A欄の用途が複数存するもの、A欄とB欄が複数存するもの	
16項ロ		B欄の用途が複数存するもの